源氏物語新釈と首書源氏物語

――花宴巻について――

斎木泰孝

賀茂真淵の源氏物語新釈は、その成立についてなお不明の点を多く残しているが、田安徳川家伝来の真淵自筆湖月抄書入貼紙本にもみられるように、[1] 湖月抄と深い関わりのあったことは疑いようがない。鈴木日出男氏は、「おそらく、最初に『湖月抄』の書き入れ程度の本が成り、後の宝暦八年に詳細な注釈の別冊に仕立てられ、「惣考」も加えられたらしい。」と述べられている。[2] こうしたことは、林勉氏による真淵自筆本についての詳しい調査にも明らかである。[3]

新釈の注文の、湖月抄によったと思われる例を挙げてみる。花宴巻の冒頭、南殿の桜の宴に頭中将の舞、「柳花苑といふ舞を、これは今すこし過ぐして、かかることもやと心づかひやしけむ、いとおもしろければ、御衣たまはりて、いとめづらしきことに人思へり」(新潮古典集成二50頁)の圏点部分について、新釈には次のようにある。[4]

河海には延喜延長の花宴に御衣を給ふ例あれとも堂上の舞たる故には非る也

新釈のこの注文は、次の湖月抄頭注の圏点部分によったのであろう。[5]

勅禄を給ふ事珍らしき例也云々師河海に延喜延長の花宴に御衣を給ふ例あれとも堂上の舞たる故にはあらさる也

肩付に「師」とある説は、湖月抄凡例に「師説としるすものは皆如莅老人の説也」と記すように、北村季吟の師箕方如莅からの聞書である。[6]

新釈が湖月抄を基に成ったことを示す例をもう一例挙げておきたい。右大臣の藤花の宴が「弥生の二十余日、右の大殿の弓の結に、上達部、親王たち多くつどへ」(59頁)で開かれたが、その「弓の結」について新釈は次のように言う。

或説に弓結也、踏哥後宴弓結延喜七年二月廿二日御記云踏掌ハ取達仕踏哥後宴云々、御射場中親王左大臣以下侍更召殿上上卿預レ召立書列如例御賭臣下賭と見ゆ、又云弓結はもと禁中にて

ある事なるを右大臣の家にてまなひてせられし也

圏点部分の「或説」と「又云」が河海抄と師説を指していることは、次の湖月抄の注文によって明らかである。

河弓結也踏哥後宴弓結延喜七年二月廿二日御記云踏掌ハ取達仕ニ踏哥後宴ニ云々御射場中親王左大臣以下侍更召ニ殿上上卿ニ預レ召立書列如レ例御賭臣下賭

細今年右大臣の亭にて踏哥の後宴ある也

師踏哥の後宴也弓をゐる事あり

花二条のおとゝにて小弓あそびありてその結に藤の花の宴せられし也円融院御集弓結の比宮わたらせ給ふてへ弓はりの山の端さしている時はあやしく物そかなしかりける

師弓の結は弓をゐて勝負を定むる事也弓結はもと禁中にてある事なるを右大臣の邸にてまなびせられし也

新釈は、湖月抄の引く細流抄、弄花抄、花鳥余情を無視し、河海抄と師説の圏点部を採ったのである。

先行の諸注を引用する時、湖月抄は肩付にその注釈書名を示すのに対して、新釈では先行諸注をすべて「或説」とするのが普通である。しかし、新釈の注文にはまれに湖月抄の肩付がそのまま残ったと思われるものがある。例えば、先に引用した「御そたまはりていとめしらしき」の前後の注文は次のようである。

頭中将いつらおそし勅也　細紅葉の賀の時の源のかた〳〵のあひてなれは也

りうくわえん　（略）

御そたまはりていとめつらしき　（略）

けちめも見えす　（略）

文なとかうするにも　其日の詩也　花庭中の文台をおきて御前にたてゝ文人とも階下にすゝみて講する也

源氏君の御をは　細御詩をはと云心也

これらの肩付は湖月抄のものであろう。湖月抄には次のようにある。傍注は（　）で示した。

細紅葉賀の時の源のかた〳〵のあいてなれは何とてをそきとある也

花云詩の披講の時庭中に立たる文台をかきてきて御前に立て文人とも階下に進て講頌する也

（其日の詩也）

（細御詩をはと云心也）

新釈は湖月抄の注文の圏点部を省略したのであり、以上の例からみても新釈が湖月抄を基に成ったことは間違いあるまい。

ところが、新釈の一部の巻には、湖月抄ではなく明らかに首書源氏物語の注文によったとみられる注が含まれているのである。

延宝三年（一六七五）刊の湖月抄に先だって、首書源氏物語は寛文十三年（一六七三）九月に出版されている。

真淵は、元文五年（一七四〇）の源氏物語開講にあたって、既刊二種の版本を併せてテキストとして用いたのではないかと考えるのである。

広島大学国語学国文学研究室所蔵の刊本首書源氏物語の一部の巻に、その頭注部に貼紙しそこに大量の書入れをもつものがある。書入れの内容は全く真淵の源氏物語新釈であって、このいわば首書源氏物語書入本源氏物語新釈は、桐壺、帚木、空蟬、末摘花、紅葉賀、花宴の七巻のみで途中の若紫巻を欠いている。これらが真淵の新釈の草稿本である可能性が高いので、本稿では花宴巻のみについて報告し、若干の私見を述べてみたい。

一　首書源氏物語書入本の貼紙の剝落

源氏物語新釈は、先行の諸注釈を引用する時、その典拠としての注釈書名を示さない。先の「弓の結」の注にみたように、先行諸注釈はすべて「或説」と記されて、そのまま引用ないしは要約して引かれている。

ところが、新釈の花宴巻の注には例外的に注釈書名を肩付に記したものがある。それも肩付をもつ注は本文の一定の部分に集中してみられるのである。先述の「弓の結」のある少し前の場面、成長した紫上の様子について述べた部分の「飽かぬところなう、わが御心のままに教へなさむとおぼすにかなひぬべし」（57頁）から「つれづれとよろづおぼしめぐらされて」までの、新潮古典集成の本文で6行分について、新釈の注は次のようである。

あかぬ所なう　細不足もなく也
をとこの御をしへ　細草子地也、我御心のまゝにをしへなさんと有詞をうけてさやうならは男かたなと余人なれたるやうにもやあるへきと也
れいのと　細つよく源氏をしたひ給事、前の巻にも見えたり、万水源氏葵上へ出給也
おほひとのには　細葵の上也、或抄源氏の御出なれとも早速に出給はぬゆゑにさひしく思ひ給也
つれ〳〵と　万水源氏の心也、或抄源氏の御心のなくさみ玉はぬからさま〳〵の事を思ひ給也、朧月夜藤壺なとの事なるへし

こうした細流抄や万水一露などの注釈書名を記した肩付のあるのは、新釈の本来の姿ではない。新釈では先行諸注釈をすべて「或説」として引くのがふつうである。したがってこれらの肩付をもつ注は、既に述べたように湖月抄のものと考えるべきであろう。しかし湖月抄にみえないものも含まれているのである。湖月抄の頭注と傍注をみてみよう。傍注は（　）で示し、頭注と区別した。

（細不足もなく也）

をとこの御をしへ　細草子地也吾御心のまゝにをしへなさん
とある詞をうけてさやうならば男方などあまり人なれたるやうにもやあるへきと也　孟源の紫をそだて給ふ程にと地也
（細つよく源をしたひ給事前の巻にもみへたり）
（細葵上也）
（源心也）

「をとこの御をしへ」で湖月抄の引く孟津抄の説は新釈では無視され、「れいのと」で新釈の引く万水一露の注は湖月抄にはない。「おほひとのには」と「つれ〳〵と」の注では、ともに「或抄」以下の注（圏点を付した部分）が湖月抄にはみえない。孟津抄を無視したことは一先ずおくとして、新釈は湖月抄にみえない万水一露や「或抄」以下の注を何から得たのであろうか。万水一露については湖月抄によらずとも直接にみることも可能であろうが、「或抄」以下の注は何によったと考えたらよいのであろうか。この部分が首書源氏物語の頭注では次のようになっている。(7)

あかぬ所なら　細不足もなく也
男の御をしへ　細草子地也我御心のまゝにをしへなさんとある詞をうけてさやうならは男かたなとあまり人なれたるやうにもあるへきと也
れいのと　細つよく源氏をしたひ給事前のまきにも見えたり
万水源氏葵上へ出給也
おほひとのには　細葵上也　或抄源氏の御出なれとも早速に出給はぬゆへにさひしく思給也
つれ〳〵と　万水源氏の心也　或抄源氏の御心のなくさみ給はぬからさま〳〵の事を思給也朧月夜藤壺などの事なるへし

首書源氏には湖月抄になかった万水一露や或抄の注があることは勿論、文字遣いまでが新釈と完全に一致している。少くともこの部分については、新釈が首書源氏によっていることは間違いない。湖月抄の引く孟津抄を無視したのではなく、この部分については湖月抄そのものが無関係であったのである。

最初に述べたように、これらの注は新潮古典集成本で6行分の本文に相当するが、首書源氏では十丁表の全部12行分にあたっている。ちなみに湖月抄では九丁表10行目から九丁裏7行目までにあたる。

広島大学蔵首書源氏物語書入本は、各丁すべてに貼紙がされているのでなく、時に貼紙のないところがある。そうしたところでは、必ずもとの首書源氏の注文を朱線で囲み削除の指示をしている。しかし、この十丁表には貼紙がなく、朱線による削除もされていない。おそらく、この十丁表にはもともと貼紙があったのだが、それが剝落してしまったのであろう。そのために、貼紙で隠されていた首書源氏の注がそのまま新釈のなかに採られることになったのである。

田安家蔵真淵自筆湖月抄書入本では、湖月抄の九丁表の貼紙に

「世にしらぬ」と「らう〳〵しき」の書入れがあり、その下に湖月抄の注「世にしらぬ」と「おとこの御をしへ」のうちの初めの3行分が隠されている。つづく九丁裏には「おとこの御をしへ」の注の残り3行分と次の「やはらかにぬる夜は」の注の4行目までが貼紙で隠されているが、その貼紙は空白のままで何も書入れられていない。

新釈の「やはらかにぬる夜は」には次のようにある。

催馬楽に、ぬき川のせゝのやはらたまくらやはらかにぬるよはなくておやさくるつまはましてはしも云々、此やはらかにぬるよもなくてと云を葵のもてなしにたとへ玉ふ也

真淵自筆湖月抄書入本では、湖月抄の注の、

河へぬき川の瀬々のやはらたまくらやはらかにぬる夜はなくておやさくるつまはまして下略催馬楽頁河律

とある部分だけが貼紙で隠され、この後につづく次の部分は貼り残されている。

花貫河の哥の瀬々の手枕は波枕をいへり波はあらき物なれはやはらかにぬる夜はなくてと云りあふひのうへのことをたとへてうたひ給也下の詞におとゞわたり給へると書つゝけたるは親さくるつまと貫河の曲にあり思よせて書たるへし細葵上の心もとけ給ぬを思すと也花鳥三親さくるつまとあるを思ひよせて書たると云々さまてはあるましき歟嘗局

自筆湖月抄書入本は、河海抄の注を貼りつぶし、花鳥余情と細流抄の注を残しているが、現行活字本新釈にこれと同じものはない。さらに、「やはらかにぬる夜は」につづく「めいわうの御世四代」の注の3行目からが十丁表になるが、そこからは貼紙されて湖月抄の注は隠されている。「めいわうの御世四代」の注の最初の2行分は、細流抄からの引用の途中で、先の「やはらかにぬる夜は」の注の後半と一緒に貼りつぶされてしまうべきものだったのであろう。自筆湖月抄書入本におけるこうしたことは、首書源氏物語書入本の貼紙の剝落と関係があるのではなかろうか。

例えば、この田安家蔵湖月抄書入本の作成にあたり、貼紙の剝落した首書源氏物語書入本が草稿として真淵のもとにあったとしたら、剝落の部分は保留されて、田安家蔵本のようになったであろう。ともかく、現行活字本のいずれもが、首書源氏物語と同じ注文をもつことからして、この貼紙の剝落は早い時期に起きたもので、それがそのままに転写されていったと思われるのである。

二　首書源氏物語書入本は草稿か

広島大学蔵首書源氏物語書入本花宴巻の表紙裏から一丁表にかけて、その貼紙には他よりやや大きめの字で次のような書入れがある。削除や書込み等の訂正があるが、それらはすべて同筆と思われる。行の左のゝゝはその部分の削除を示し、右側にその訂正として

（　）て示した部分が書かれでいる。＜　＞の片カナは私に付したものである。

㊀花宴

㊁此巻に（こ）は紅葉賀の次の年（にて）源氏十九歳の春の事あり宰相中将正三位におはせり（と聞ゆさて花の宴てふ事は）。

㊂巻の名は詞に南殿の桜の宴せさせ給ふと有によれり㊃西宮抄臨時花宴の条に天暦二年三月十三日花宴云々略式はとある即桜（の花）の宴と見えたり且此巻の諸説に延喜十七年三月六日常寧殿花宴詩題春夜翫二桜花一延長四年二月七日清涼殿花宴詩題桜繁春日斜又康保二年三月植二桜樹於南殿一有二花宴一詠二古詩一誦二新歌一なと有も皆桜花宴を花宴といへり此外は藤花宴菊花宴なと西宮抄にも見えたれは桜を専ら花といへるなるへしされど延喜五年の撰なる古今和哥集には桜と諸花とを別て挙られつれはさる事は今少し後よりいへるなるへし。又或説に此宴南殿の桜の宴とは書たれと宴席は清涼殿にてひらかれつらんといふは（おもひ過したる説也）

いかにそやかの桐壺のみかとは延喜の御門になぞらふてふ説よりきたるひか事なるへし既にもいふことくこは只一条院の御時を本としてさて物語なれは心にまかせて古き事をおもひよせて書まきらはせしからはいつと定めたる事もあらぬさまなるを傍の例に流れてあらぬ説どもの有なめり然れは

＜以上削除ノタメノ朱線ノ囲ミアリ＞

只南殿の桜の宴と有にまかせて宴席もそこにて在しと意得んそ直かるべき況や村上の大御時南殿の花宴ありて席は他にてひらかれしよしもしるさす且闘碁などすら南殿に有し事西宮抄にみゆるをやさて此物語には（宴は）内宴の九日宴と（なとよりはかろく又）常の花宴曲水宴なとの式の間なる様に（よりはおもく）書たりすへて此文は必しも古き例にも泥まずはた有べきほどの事をば加へたるも多く後の世のならはしを有まじき事と思ひてかへ（巻）たるもはた今はすたれたるをもいかであらばやと思ふをばむかしにかへして書つと見ゆるも侍りよりて古きも古からず新しきもあたらしからず例などをは有か無かに書し物をかたくなにあつるはかねの咫もて水の月の大きさはからんとするか如し此巻にもかの桐壺のみかと延喜のみかとにたくへ奉りたるなといふ如きはいふにもたらぬ説也

＜以下ハ上部欄外ニヤヤ小サメノ字デ書カレテイルガ、同筆ト思エル＞

別記云桜花の宴をたゝ花の宴とのみいふにつけてさま〳〵の説あれどいふにたらすいかにそなれは古今集春部に桜の条には

（或は）詞（或は）哥かの内に必さくらと書てさてちるさくらの哥までを載たり又諸の花の条には詞にも哥にも只花とのみ有てさておつる花までを挙られてさだかにわけたりさるを五百年ばかりこのかたの人いかてよく見さりしにや我国には花といへは桜の事也なといふ説のみあり此説は後の人のならはしをこそいへ古へにはかなはず

首書源氏物語書入本の以上のような注を、その肩に付けられた㊀～㊃の順に変え、〻〻の部分を（　）内のように改めて、線で囲まれた部分を削除すると、現行活字本新釈の注文と同じになる。とくに増訂版賀茂真淵全集とは文字遣いまで完全に一致するのである。このことは、増訂版全集の底本のもとの姿、すなわち草稿本であったことを示していると考えるのである。

三　新釈に残る首書源氏物語の注文

首書源氏物語書入本は、首書の注部分を貼り隠して、そこに新釈の注文を書入れたものであるが、書入れの必要ない部分には、貼紙のしてないところもある。そうした部分では、首書源氏の注文を朱線で囲んで削除している。したがって、新釈の注に首書源氏の注文が混ざることはないはずである。しかし、貼紙が剝落したために、本来隠されていた首書源氏の注文が新釈に残ってしまったことについては既述のとおりである。その他にもわずかではあるが、首書源氏の注文が新釈に残った例がみられる。それは、字句に多少の訂正を加えて首書源氏の注文をそのまま用いた項目である。以下にそれらの項目を、首書源氏物語書入本によってすべて挙げておく。

頭中将いつらをそし　細紅葉賀のときの源氏のかた〳〵のあひてなれは何とてをそきとある也

文なとかうするにも　花詩を披講する時は庭中にたてたる文台をかきて御前にたて〻文人ともは階下にすゝみて講頌する也

源氏君の御をは　細をはとは御詩をはといふ心也句ことにとは毎句透逸のゆへ也

かたらふへき　細王命婦か局なとなるへし

あふきはかりを　花和泉式部仮名記かへる人の扇を取かへてとかけり又東坡詩云換レ扇唯逢二春夢婆一と作れり春夢婆は女の異名也唐土には夫婦の約をなすしるしには扇をとりかふる事有也といへり

かのしるしの扇は　細とりかはし給へる扇也

桜の三重かさね　河清少納言枕草子○なまめかしき物三重かさねの扇五重になりぬれはあまりあつくて云々　桧扇の両方のうへ○三枚づゝをうすやうにてつゝみて色々の糸にてとぢて末をあはびむすびに結てたれたる也五重扇おなし風情也

群書版全集本に典拠を示す肩付が残っているのは、先の剝落部分を除いて次の6項目が散在している。それらはすべて書入本に首書源氏の注文を利用したものである。さらに書入本の削除の〻〻に従えば、「頭中将いつらおそし」以外の肩付はあってはならないもので、「かのしるしの扇」は項目全体が削除されていなければならない。増訂版全集本は、書入本の削除と完全に一致するのである。

頭中将いつらおそし　細紅葉の賀の時の源のかた〳〵のあひてなれは也

文なとかうするにも　共日の詩也　花庭中の文台をおきて御前にたてゝ文人とも階下にすゝみて講する也

源氏君の御をは　細御詩をはと云心也かたらふへき　細王命姉か局なるへし

かのしるしの扇　細取かはし玉へる

桜の三重かさね　表白裏紫なるうすやうかさね也、河或説枕草子になまめかしき物三重かさねの扇五重になりぬれはあまりあつくてといへり、桧扇の両のうへを三重つゝうすやうにてつゝみて色〻の糸もてとちて末をあはひ結ににする也、五重も同し

このように群書版に肩付を残している項目は、首書源氏の注文を訂正して用いた項目と一致し、とくに増訂版とはその訂正部分を含めて完全に一致するのである。また群書版に肩付のない「あふきはかりを」の注では、文字遣いが湖月抄の注文と違い、首書源氏のそれと同じである。これら現行活字本の底本と首書源氏物語書入本とは極めて高い親近性を示しているのである。

なお詳しくは別稿にゆずりたいと思うが、この広島大学蔵首書源氏物語書入本にはさらに別筆らしい二種の書入れがある。その一つは朱で「春海考」とあり、貼紙の余白あるいは本文行間に書かれたものである。もう一種は、本文行間に丹念な細字で他の書入れを避けるように書かれている。行間のわずかな余白に書込まれたもので簡単な注がほとんどであるが、次のようにやや長めの注もある。源氏の歌「深き夜のあはれを知るも入る月のおぼろけならぬ契りとぞ思ふ」（52頁）に、

おほろ月よにしく物そなきと云しをうけたる也かく夜深き朧月の哀に感に絶たるをわれと同し心に思召しるも大かたの縁にてはなし深き契ある事と也

とあり、さらに歌中の「あはれを知る」に、

我と諸ともに君が

そして「おぼろけならぬ」には、

月の朧におほろけをかぬ

と書き加えている。また、この源氏の歌に対する朧月夜君の歌「うき身世にやがて消えなば尋ねても草の原をば問はじとや思ふ」につ

いては、次のようにある。

朧月かく思ひこかれてやがて恋死もせん其時君はわが墓をはとひはし給はさらんもし墓までもたつねてとひ給ふ心ならはわが名乗せすとも心をしるへにて尋給ふへき事をと也源の心の浅きを恨たる也いかでか聞ゆへきと云をとかめたりたゝはかなきすさひにて深き心はなきをとかめたり

こうした書入れはいつ誰によってされたものか、新釈以後の注釈に類似するものがあるか等の点については未調査であり、大方の御教示を請いたい。

最後に、この首書源氏物語書入本の桐壺巻については既に拙稿でふれているが、[8]その後の調査の結果、本稿と異なる点のあったことをつけ加えておく。ただ、源氏物語新釈の成立には、湖月抄だけでなく首書源氏物語も深く関与していたことを指摘する点では変わらない。

注

(1) 『国文学研究資料館創立二十周年記念特別展示図録』および『弘文荘待賈古書目』第十号を参照。

(2) 『日本古典文学大辞典』(岩波書店)「源氏物語新釈」の項。

(3) 「真淵の源氏物語研究」(源氏物語講座8勉誠社)

(4) 源氏物語新釈からの引用は、特に断らないかぎり、『賀茂真淵全集』(続群書類従完成会)第十三巻による。これを林勉氏に倣って群書版と略称し、『増訂賀茂真淵全集』(吉川弘文館)第八巻を増訂版として区別したところもある。

(5) 湖月抄からの引用は、『源氏物語湖月抄』(北村季吟古注釈集成四新典社)による。

(6) 湖月抄の師説については、井爪康之「湖月抄の師説と私説について」(『源氏物語の探究』第十輯風間書房)に詳しい。

(7) 首書源氏物語からの引用は、大朝雄二編『首書源氏物語　紅葉賀花宴』(和泉書院)による。

(8) 「広島大学蔵首書源氏物語書入本(桐壺)について」(蔵野嗣久編『日本文学語学論考』溪水社)

付記

この首書源氏物語書入本の存在をお教え下さった稲賀先生、そして貴重な図書の閲覧を許可し、さらには種々の便宜を図って下さった広島大学文学部の位藤邦生氏ならびに国文学研究資料館の山崎誠氏に心から感謝申し上げます。